

第20回 在宅医療勉強会

在宅患者訪問点滴注射管理指導料 他
～算定のポイントと留意点～

目次

1. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
2. 在宅麻薬等注射指導管理料
3. 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
4. 在宅強心剤持続投与指導管理料
5. 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料
6. まとめ・質疑応答



①在宅患者訪問点滴注射管理指導料 (週1回) 100点

訪問看護を受けている通院困難な患者で、主治医が診療に基づき1週間（7日間）のうち3日以上点滴注射を行う必要を認め、看護師又は准看護師に対して点滴注射の際に留意すべき事項などを記載した文書を交付して管理指導を行った場合、週1回に限り算定



【算定要件】

- ・在宅療養中の通院困難な患者に、主治医が診療に基づき、訪問を行う看護師などに対し「在宅患者訪問点滴注射指示書」を交付して必要な管理指導を行う

⇒指示書の有効期間は7日以内（指示を行った日から7日間）

例えば10/1に往診をして、翌日の2日からの指示の場合、2日から8日の7日間。

- ・1週間のうち3日以上看護師、准看護師が患家を訪問して点滴注射を実施した場合、3日目に算定する

- ・週1回算定できるが、この1週間は暦週（日～土）により判断する

【算定の留意点】

- ・ 看護師、准看護師による点滴注射が対象であり、皮下・筋肉内注射や静脈内注射、医師による点滴注射では算定できない
- ・ 点滴に必要な回路等、保険医療材料・衛生材料の費用は所定点数に含まれ別に算定できない。使用する注射薬の薬剤料は算定できる
- ・ 使用する薬剤は、医師が必要と認め、訪問する看護師、准看護師に渡して在宅で点滴するものであれば、種類に制限はない
- ・ 指示は出したものの、結果2回のみの実施になった場合でも、薬剤料は算定可能

【併算定できない項目】

- ・ 点滴手技料
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理料
- ・ 在宅麻薬等注射指導管理料
- ・ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
- ・ 在宅強心剤持続投与指導管理料



【算定例①】

在宅患者訪問点滴注射指示書の指示期間 10/2～10/8

実際に行われた点滴

10/2～4

10/4 在宅患者訪問点滴注射管理指導料 100点

(薬剤料も算定可能)

【算定例②】

在宅患者訪問点滴注射指示書の指示期間 10/2～10/8

実際に行われた点滴

10/2 医師による点滴

10/3、4 訪問看護師による点滴

在宅患者訪問点滴注射管理指導料は算定不可

(薬剤料は算定可能)

②在宅麻薬等注射指導管理料（月1回）

- 1 悪性腫瘍の場合 1,500点
- 2 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの場合 1,500点
- 3 心不全又は呼吸器疾患の場合 1,500点

<在宅療養指導管理材料加算>

- 注入ポンプ加算 1,250点
- 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算 2,500点

【算定要件】

1 については、悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 については、筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

3 については、1 又は2 に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

・ 1、2に規定する在宅における麻薬等の注射とは、末期の悪性腫瘍又は筋萎縮性側索硬化症若しくは筋ジストロフィーの患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しない場合に、在宅において実施する注射による麻薬等の投与をいう。なお、患者が末期であるかどうかは在宅での療養を行っている患者の診療を担う保険医の判断によるものとする。

【算定要件】

・ 3に規定する緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者とは、次のいずれかに該当する患者をいう。

ア 以下の(1)(2)に加え、(3)または(4)のいずれかの基準に該当するもの

(1) 心不全に対して適切な治療が実施されていること。

(2) 器質的な心機能障害により、適切な治療にかかわらず、慢性的にN Y H A重症度分類Ⅳ度の症状に該当し、頻回又は持続的に点滴薬物療法を必要とする状態であること。

(3) 左室駆出率が 20%以下であること。

(4) 医学的に終末期であると判断される状態であること。

イ 以下の全ての基準に該当するもの

(1) 呼吸器疾患に対して適切な治療が実施されていること。

(2) 在宅酸素療法やN P P V（非侵襲的陽圧換気）を継続的に実施していること。

(3) 過去半年以内に 10%以上の体重減少を認めること。

【1、2の対象薬剤】

ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。

【3の対象薬剤】

モルヒネ塩酸塩製剤を注射又は携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。

【算定の留意点】

モルヒネ塩酸塩製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤を使用できるのは、以下の条件を満たす連続注入器等に必要な応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

- (1)薬液が取り出せない構造であること
- (2)患者等が注入速度を変えることができないものであること

【併算定できない項目】

当該指導管理にかかる以下の費用

- ・ 皮内注射
- ・ 皮下注射
- ・ 筋肉内注射
- ・ 静脈内注射
- ・ 点滴注射
- ・ 中心静脈注射
- ・ 植込型カテーテルによる中心静脈注射
- ・ 注射薬の薬剤料
- ・ 特定保険医療材料



③在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 (月1回) 1,500点

＜在宅療養指導管理材料加算＞

○注入ポンプ加算 1,250点

○携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算 2,500点

【算定要件】

- ・ 悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。
- ・ 在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射とは、悪性腫瘍の患者に対して、在宅において実施する注射による抗悪性腫瘍剤等の投与をいう。
- ・ 抗悪性腫瘍剤等の投与とは、携帯型ディスポーザブル注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは植込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病若しくは腎癌の患者に注射する療法をいう。

【算定の留意点】

外来と在宅において抗悪性腫瘍剤の投与を行うものについては、主に在宅において抗悪性腫瘍剤の投与を行う場合は、在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定し、主に外来で行う場合には在宅腫瘍化学療法注射指導管理料は算定せず、外来腫瘍化学療法診療料等を算定する。

【併算定できない項目】

当該指導管理にかかる以下の費用

- ・ 皮内注射
- ・ 皮下注射
- ・ 筋肉内注射
- ・ 静脈内注射
- ・ 点滴注射
- ・ 中心静脈注射
- ・ 植込型カテーテルによる中心静脈注射
- ・ 注射薬の薬剤料
- ・ 特定保険医療材料

④在宅強心剤持続投与指導管理料 1,500点

別に厚生労働大臣が定める注射薬の持続投与を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅心不全管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

【算定要件】

- ・循環血液量の補正のみでは心原性ショック（Killip分類 class IV）からの離脱が困難な心不全の患者であって、安定した病状にある患者に対して、輸液ポンプを用いて強心剤の持続投与を行い、当該治療に関する指導管理を行った場合に算定する。
- なお、実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守すること。

【算定要件】

- ・ 持続投与に用いる輸液ポンプは、以下のいずれも満たす場合に限られること。

ア 薬液が取り出せない構造であること。

イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること。

- ・ 在宅強心剤持続投与指導管理料を算定する医師は、心不全の治療に関し、専門の知識並びに 5 年以上の経験を有する常勤の医師である必要がある。

【対象薬剤】

ドブタミン塩酸塩製剤

ドパミン塩酸塩製剤

ノルアドレナリン製剤

【併算定できない項目】

- ・ 静脈内注射
- ・ 点滴注射
- ・ 中心静脈注射
- ・ 植込型カテーテルによる中心静脈注射
- ・ 注射薬及び特定保険医療材料



⑤在宅悪性腫瘍患者 共同指導管理料 1,500点

他の保険医療機関において『在宅麻薬等注射指導管理料(1)』または『在宅腫瘍化学療法注射指導管理料』を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する麻薬等又は抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

【算定の留意点】

- ・麻薬等又は抗悪性腫瘍剤等の注射とは、末期の悪性腫瘍の患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しない場合に、在宅において実施する注射による麻薬等の投与、又は悪性腫瘍の患者に対して、在宅において実施する注射による抗悪性腫瘍剤等の投与をいう。（対象薬剤は②③と同じ）

- ・在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定する医師は、以下のいずれかの緩和ケアに関する研修を修了している者であること。

ア「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立研究開発法人国立がん研究センター主催）等

まとめ、質疑応答

質疑応答

ご清聴ありがとうございました

次回勉強会

11月21日(金)13:00～

お困りごと、ご質問等ございましたら下記メールアドレスへお気軽にご連絡ください。

info@medical-takt.com

